

令和2年4月28日

保護者の皆さまへ

尼崎市長

兵庫県の休業要請に基づく5月7日以降の保育施設（事業所）の受け入れについて（通知）

新型コロナウイルスの感染拡大防止に、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

本市では、令和2年4月15日に配布した「兵庫県の休業要請に基づく保育施設（事業所）の受け入れの変更について（通知）」により、5月6日までの間は、保育施設（事業所）での受け入れを限定し、家庭での保育をお願いしているところです。

また、現状においては、5月7日以降の国の緊急事態宣言や兵庫県の休業要請等の動向が未定であることから、本市の対応につきましては次のとおりといたします。

1 対応方針

① 5月7日以降も兵庫県の休業要請が現状のまま継続される場合

→ 引き続き現行の対応をお願いいたします。

② 5月7日以降、兵庫県の休業要請が行われない場合

→ 別添の令和2年4月8日に配布した「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言に伴う保育施設（事業所）の対応について（通知）」に基づき、感染予防対策を嚴重に徹底した上で開所しますが、保育施設（事業所）そのものが濃厚接触の場となり感染拡大が危ぐされることから、家庭での保育が可能な方につきましては、引き続き、保育施設（事業所）への登園を控えていただきますようお願い致します。

※保育施設（事業所）によっては、受け入れに向けての準備期間を設けることがあります。

③ 5月7日以降、兵庫県の休業要請の内容が現状から変更になる場合

→ 本市から新たな対応をお示ししますので、それまでの間は、引き続き、現行の対応をお願いいたします。

（5月7日時点で、5月7日以降の兵庫県の休業要請の状況が未決定の場合、状況が明らかになるまでは、引き続き現行の対応をお願いいたします。）

2 保育申出書の提出について

上記①、③の場合、事前に5月7日以降の保育の状況を把握しておく必要があることから、5月2日（土）までに保育施設に保育申出書を提出して下さい。（保育申出書の期間は、どのケースにも対応しやすいように5月7日（木）から30日（土）とさせていただきます。）

3 保育料等について

5月分の保育料等について、家庭での保育にご協力いただいた場合は、日割り計算等による軽減措置を実施します。

以上